

平成19年11月29日

「事業場における労働者の健康保持増進のための指針」  
(T H P 指針；昭和63年制定)の改正について

1 改正趣旨

現行のT H P 指針に基づくT H Pは、個々の労働者に対して実施する健康測定の結果を踏まえて、産業医が指導票を作成し、専門スタッフが健康指導（運動指導、保健指導、心理相談及び栄養指導）を当該指導票に基づき行うことにより労働者の心身両面にわたる健康の保持増進を図るものである。

今般、当該T H P 指針を改正し、中小規模事業場においても取り組みやすいような仕組みとするものである。

2 改正の概要

(1) 健康保持増進計画の策定関係

○計画の策定に関し、次の点を明文化

- ①事業者自らが健康保持増進を積極的に推進すること
- ②健康保持増進計画の実施状況の評価及び計画の見直しを行うこと

(2) 事業場内健康保持増進対策の推進体制の確立関係

- 事業場の状況に応じた体制による推進を可能とすること
- 健康保持増進のためのスタッフ（産業医、運動指導担当者、運動実践担当者、心理相談担当者、産業栄養指導担当者及び産業保健指導担当者）の役割の兼務を一定の条件の下、可能とすること
- T H Pの推進担当者を選任すること

(3) 健康保持増進措置の内容関係

- 一般健康診断の結果の一部を健康測定に活用することを可能とすること
- 指導内容が複数の労働者に共通する場合、斉一的な指導を可能とすること

(4) 個人情報保護への配慮関係

- 個人情報を含む労働者の健康情報の保護への配慮

(参考)

ＴＨＰカリキュラムの見直しについては、「標準的な健診・保健指導プログラム（確定版）」において、「ＴＨＰを実施する専門スタッフが、平成２０年４月から施行される高齢者医療確保法に基づく特定保健指導の実践的指導ができる」との方向性が示されたことから、次のとおりとすることを予定している。

(１) 運動指導担当者、産業栄養指導担当者及び産業保健指導担当者の養成について、現行のＴＨＰに係るカリキュラムは現状通りとし、特定保健指導に係る追加カリキュラムを受講することにより、それぞれ特定保健指導の実践的指導を実施できるものとする。

○ＴＨＰの運動指導担当者は、特定保健指導の運動指導に関する実践的指導

○ＴＨＰの産業栄養指導担当者又は産業保健指導担当者は、特定保健指導の食生活の改善指導に関する実践的指導

(２) 平成２０年３月までにＴＨＰの運動指導担当者、産業栄養指導担当者及び産業保健指導担当者の養成に係る現行の研修を修了した者については、追加カリキュラムを受講することなく、それぞれ特定保健指導の実践的指導ができるものとする。

※上記については、保険局において告示及び関連通知で示す予定。